户村事務所二

6月号 第 215 号 発行日 2018年6月 1日 発行責任者 中村 仁司 発行所 行政書士 中村事務所 新宿区西新宿 7-19-7-402 TEL03-5386-3001 FAX03-5386-3002

トウモロコシの間引き、ヤングコーンが店頭に並ぶようになりました。初夏の訪れを感じます。皆さま、お元気でご活躍の ことと思います。ロシアワールドカップ開催都市、サランスクってどんな町?空路の場合、成田からモスクワを経由してロシ ア国内便でサランスク空港に行く方法(フライトは 1 時間程度、片道 4 万円※チケット代金は値段が一定していません。)鉄道 で行く方法(約10時間で5千円程度)サランスクは30万人都市です。英語が通じないのでスマートフォンの翻訳アプリが重 宝します。ロシアの平均月収は4~5万円。タクシーはサランスク駅から試合会場まで15分くらいで100ルーブル(1ルー ブル約2円)清涼飲料水が50~70 ルーブル。ロシアンビールが日本のビール小瓶サイズで25ルーブルです。成田空港で事 前にロシアの通貨ルーブルに替えておくと良いそうです。まずは観戦チケットの入手が最優先です!がんばれ日本! 中村

平成29年度下請取引等実態調査の結果

平成 29 年 12 月 26 日発表

国土交通省及び中小企業庁では、建設業法(昭和24年法律第100号)第31条第1項及び第42条の2第1項の規 定に基づき、建設工事における下請取引の適正化を図るため、下請取引等実態調査を毎年実施しています。 今般、平成29年度調査の結果をとりまとめました。

- ① 調査の概要 ●調査対象業者:14,059者(うち回収業者数:11,203者、回収率79.7%)
 - ●調査方法:郵送による書面調査(平成29年7月14日~平成29年9月8日)
 - ●調査内容:元請・下請間及び発注者・元請間の取引の実態等、社会保険等の加入状況、技能 労働者の賃金支払状況 ※全国の建設業者から無作為に抽出
- ② 調査結果 建設工事を下請負人に発注したことのある建設業者(8,976者)が回答すべき調査項目について、 是正指導の対象となる 27 の項目のうち、21 項目において昨年度より適正回答率(適正な取引を行 っていると回答した率)が増加しました。主な調査項目の適正回答率は下記の表のとおりです。

| | | 見積に関する事項 | 契約の締結に関する事項 | 支払に関する事項 | その他の事項 |
|--|--------------------|----------|-------------|--------------|-------------------|
| .— | 適正回答 率が高い 項目 | 見積決定方法 | 契約締結時期 | 引渡し申出からの支払期間 | 施工体制台帳の作成(公共工事) |
| | | 98. 4% | 97. 8% | 98. 2% | 93. 3% |
| · · | 適正回答 率が低い 項目 | 見積提示内容 | 契約条項 | 赤伝処理※ | 施工体制台帳の添付書類(民間工事) |
| | | 20. 6% | 48. 4% | 72. 0% | 42. 9% |
| ③ 調査結果に基づく今後の対応 ※赤伝処理とは、元請負人が、建設工事で発生する費用等を下請代金の支払時に差し引く行為を指します。 | | | | | |

本調査の結果により、建設業法に基づく指導を行う必要があると認められた建設業者に対しては指導票を送 付し、是正措置を講じるよう指導を行いました。さらに、本調査結果に基づき、必要に応じて、許可行政庁 において立入検査等を実施します。立入検査の対象として、未回答業者やしわ寄せを行ったとされる元請負 人についても選定し、下請取引の実態を確認します。また、調査結果から、知事一般許可建設業者について 建設業法の遵守状況が不十分であるという傾向が見受けられるため、毎年11月に実施している建設業取引適 正化推進月間などを活用し、都道府県許可行政庁等との更なる連携の強化に努めます。また、大臣許可建設 業者に対しては、立入検査等を引き続き実施し、法令遵守のために必要な取組を推進します。

(問合わせ先)国土交通省土地・建設産業局建設業課 建設業適正取引推進指導室

TEL 03-5253-8111(直通)

河野

知っちょい得

一度被害に遭った高齢者は、詐欺師から投 資で少し損が出ているが取り戻すために追加 で投資をすればよい等と言葉巧みに言われて 全財産が無くなるまで取引を続けてしまうこ とが多いように思います。途中で親族が異変 に気付けばよいのですが、そのような事案で はそもそも親族との交流が疎遠になっている ことが多いので親族が気づかない内に被害が 拡大していくのです。仮に親族が異変に気付 いたとしても高齢者は真実を話せば親族から 非難されることをおそれる等して被害(被害 に遭っているという認識はなくても投資で失 敗しているので親族には言えないという気持 ちは持っていることが多いと思います。)に遭 っている事実を隠そうとして発覚が遅れるこ とが多いと思います(続く)。

弁護士 渋谷和洋

Q.建築一式工事業の許可を取得すれば、 建築系工事であればどんな工事も請け負 えるのですか?

- A.建築一式工事業の許可を持っていて も、各専門工事の許可を持っていない 場合は、500 万円以上の専門工事を 単独で請け負うことはできません。土 木一式工事も同様の扱いとなります。
- 例:「〇〇邸内装改修工事」:「内装仕上工 事」に該当し、建築一式工事業の許可 のみでは請け負えません。
- (注)「建築一式工事」とは、建築確認を 必要とする新築及び増改築を、元請で 請うことを指します。それ以外の工事 は、原則として各業種の専門工事とな (中村 竜二) ります。

梅雨入り(入梅)



今年の梅雨入りは何日なのでしょうか? 去年は6月7日あたりに梅雨入りしたと みられています。平年は6月8日頃に梅雨 入りするようです。

毎年6月中旬~7月中旬の約1ヵ月間、九 州から東北地方は梅雨の季節に入ります。 これは、北方のオホーツク海高気圧と南方 の小笠原高気圧とに挟まれて、揚子江流域 から九州、四国、本州にかけて梅雨前線が 停滞するためです。梅雨の入りは、時期的 に九州ではいくらか早く始まり、北にいく ほど遅れる傾向があります。また毎年一定 していません。それで日本の暦では太陽の 黄経が 80°に達した日(6月11日頃) を入梅と定め、雑節の一つとして旧暦に記 載されています。 (渋谷)